

みどりの担当のお知らせ

環境政策課 224-5866

● 緑の支援策

① 生け垣設置補助金

緑豊かで、災害に強いまちづくりのため、公道沿いに生け垣を新設する際に補助金を交付します。

② 屋上緑化・壁面緑化補助金

市街地の緑化推進と、地球温暖化・ヒートアイランド現象対策のため、市街化区域内建築物の屋上や壁面を緑化する際に補助金を交付します。

③ 保存樹木・保存樹林指定

現代に残された貴重な樹木、樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、保存のための奨励金を交付します。

申し込み：環境政策課(本庁舎五階)に事前相談し、①③ 来年3月31日、② 来年1月31日までに所定の申請書を同課に提出

*補助金額・対象など、詳しくはお尋ねください。

● 市民花壇

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに、市から支給する花の植え替えや、水遣り・除草などをお願いしています。

● 市民の森指定

民有樹林を市が借り受け、散策路・休憩施設などを整備し、市民の皆さん

の憩いの場として提供します。

● 「緑の募金」にご協力を

緑を守り、緑を育てる取り組みに役立てるため、「緑の募金」にご協力ください。「緑の募金」は、市内の緑化に役立てられます。

昨年度は、山伝自治会の市民花壇整備などの緑化を実施しました。

募金期間：5月1日(土)～31日(月)

● 「川越市緑の基金」にご協力を

市内の緑化推進、緑地保全のために、川越市独自で基金の積み立てを行っています。募金箱は、本庁舎一階と五階にあります。市民の皆さんのご協力をお願いします。

● はじめませんか? 「緑のカーテン」

アサガオやゴーヤなどのつる性植物をネットに伝わせて日陰を作る「緑のカーテン」は、今が始め時です。自宅や職場で取り組んでみませんか? 今年度は、皆さんの作った「緑のカーテン」を市ホームページで紹介いたします。応募方法など詳しくは、広報川越でお知らせします。

● アライグマの被害対策

アライグマは繁殖力が強く、市内の生態系にも被害が及んでいるため、県と協力して被害対策を行っています。見た目によらず凶暴です。見つけたら、むやみに近づかず、環境政策課にご連絡ください。

化学物質集計結果の公表

環境保全課 224-5894

平成20年度実績の集計結果

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P.R.T.R法)」では、害を及ぼすおそれのある化学物質について、排出量などを集計して公表することを定めています。昨年度に届け出・報告のあった市内の化学物質の排出量などの集計結果をお知らせします。

排出量・移動量はP.R.T.R法に基づく三百五十四物質、取扱量は「埼玉県生活環境保全条例」に基づく四百九十九物質について集計したものです。平成20年度は、同19年度実績と比較すると、取扱量・排出量・移動量は全て減少しました。

平成21年度実績の届け出など

市内に事業所を有し、一定要件を満たす事業者は、事業所ごとに次の方法で届け出などをしてください。要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

● P.R.T.R法に基づく「化学物質の排出量及び移動量」の届け出

インターネット・磁気ディスク・書面のいずれか。

*インターネットによる届け出をする場合には、事前に「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要です。

● 条例に基づく「化学物質の取扱量の報告」

インターネット、または書面のいずれか。

*インターネットによる報告は、市ホームページから直接可能です。事前の届け出は不要です。

提出方法：6月30日(水)(必着)までに〒350-8601川越市役所

環境保全課(本庁舎五階)に持参(郵送可)

化学物質の排出量・移動量等集計結果(平成20年度実績)

(単位=t/年)

	排出量	移動量	排出量・移動量合計	取扱量
川越市	364	288	652	46,898
埼玉県	9,274	8,267	17,541	704,353
全国	199,195	200,814	400,008	-

排出量=事業所から大気や公共用水域などの環境中へ、排出された化学物質の量

移動量=廃棄物や下水として事業所の外へ移動した化学物質の量

取扱量=事業所で使用・製造などした化学物質の量

*端数処理のため、合計値が異なる場合があります。

浄化槽に補助金を支給

環境保全課 224-5894

家庭用合併処理浄化槽の設置・維持管理に補助金を支給します。

●家庭用合併処理浄化槽設置

公共下水道認可区域・流域下水道認可区域・農業集落排水事業の実施決定区域以外の方が対象です。

①住宅の新築・建て替え・増改築に伴い浄化槽を設置する場合

補助金額：十人槽以下 12万円

②既存住宅の浄化槽設置工事のみを行う場合

補助金額：五人槽 44万4千円

▼六・七人槽 51万3千円

▼八～十人槽 64万8千円

③②に併せて行う既存単独処理浄化槽などの処分費補助

工事前の申請が必要です。

補助金額：6万円

●家庭用合併処理浄化槽維持管理

適正な維持管理(法定検査・保守点検・清掃)を行っている、下水道処理区域以外の方が対象です。申請期間は、保守点検最終日から三か月以内または、来年3月18日(金)のいずれか早い日までです。

補助金額：五人槽 1万5千円 ▼六

人槽 1万6千円 ▼七人槽 1

一万七千円 ▼八人槽 1万八千円

▼九人槽 1万九千円 ▼十人槽 2万円

*法定検査とは、県の指定機関(社)埼玉県環境検査研究協会)が行っている検査です。

石綿に関するお知らせ

環境保全課 224-5894

石綿の除去などは届け出が必要です

建築物・工作物の解体や改修工事の際は、事前に石綿(アスベスト)使用の有無について調査が必要です。建築物・工作物に石綿の使用が判明し、対象となる工事を行う場合には、大気汚染防止法で届け出が義務付けられています。

石綿の除去などには、専門的な技術が必要です。専門業者に相談してください。

対象の建築材料：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材

対象の作業：対象の建築材料が使用されている建築物、または工作物における全ての解体作業や改造・補修作業

届け出者の義務：作業場所の隔離や作業内容の掲示など

届け出：工事の十四日前までに環境保全課(本庁舎五階)

*石綿スレートなどの非飛散性石綿

含有建材の除去などを行う場合、届け出の必要はありませんが、湿潤化などの石綿飛散防止対策を実施するようお願いいたします。

大気中の石綿濃度調査結果

下表の地域で調査を実施しました。参考基準である大気汚染防止法の石綿製品製造工場の敷地境界基準と比較して、低い値でした。

調査期間：夏期 11月21日 ▼冬期 11月21日

調査方法：石綿に係る特定粉じんの濃度の測定方法・アスベストモニタリングマニユアルに準拠

(単位=本/l)

調査地域	夏期	冬期	年平均	参考基準
川越測定局(宮下町2丁目)	0.08	0.07	0.08	10
高階測定局(砂新田1丁目)	0.06	0.08	0.07	
霞ヶ関測定局(伊勢原町5丁目)	0.08	0.08	0.08	

光化学スモッグに注意!

環境保全課 224-5894
保健予防課 227-5102

5月から9月にかけて、晴れて日差しが強く、風が弱い日には光化学スモッグが発生しやすくなります。

光化学スモッグが発生すると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの症状が出る場合があります。

●市からの発令情報のお知らせ

●防災行政無線

防災行政無線を使って、注意報などの発令・解除をお知らせします。

●看板の掲示

市内の主な公施設で看板を掲示し、発令情報をお知らせします。

●県からの発令情報のお知らせ

電話・ファクス応答サービス 048-857-7100

●県大気環境課ホームページ・携帯サイトでの情報提供、電子メール配信サービス

●注意報などが発令されたら

●野外での激しい運動は避ける

●目などに刺激を感じたらすぐに屋内に入る

●乳幼児やお年寄りの方は被害を受けやすいので特に注意

●光化学スモッグの発生抑制のため、自動車の使用を控える

●健康被害にあつてしまったら

●洗眼・うがいを

●洗眼・うがいで良くならない、呼吸困難・けいれんなどの症状があるときは医師の診断を受ける

●健康被害の状況を保健予防課または環境保全課へ連絡する